

# 愛知県奥三河総合センター施設指定管理者運営モニタリング結果（平成30年度）

## 1 施設の概要

施設名 : 愛知県奥三河総合センター  
 所在地 : 北設楽郡設楽町田口字向木屋2番地10  
 設置根拠 : 愛知県奥三河総合センター条例（昭和47年 供用開始）  
 設置目的 : 三河山間地域の振興を図るため  
 施設概要 : 敷地面積 37,333m<sup>2</sup>  
 主な建物 本館、講堂、体育館  
 駐車場 普通車115台、大型車3台、身障用3台  
 休館日 7月及び8月を除く毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

## 2 指定管理概要

指定管理者名 一般社団法人設楽町公共施設管理協会  
 指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで  
 指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況  
 ◎利用客の傾向を分析把握し、それに合わせた営業活動を行う。（平成28年4月から）  
 （①団体・個人の別、季節及び曜日ごとの利用状況の分析把握、②ビジネス客への営業活動、③新規団体客の獲得に向けた営業活動）  
 ◎毎年利用いただいている団体客へのフォロー（平成28年4月から）  
 （①利用毎に次回利用のご案内、②地元団体との交流の支援、③メール等を利用しお礼時候の挨拶を送る）  
 ◎地域情報の発信（平成28年4月から）  
 （①県、市町村、各種団体等との共同イベント等に協力、②近隣で実施されるイベント情報を参加者等にPR、③地域コミュニティ等の情報を発信）  
 ◎情報発信（平成28年4月から）  
 （①ホームページをこまめに更新し、季節の風景、空室情報、地域情報等を紹介し訪れたいコンテンツを工夫する。②奥三河総合センターを利用したプランの提案、地元観光資源の楽しみ方の提案等を紹介する。③道の駅等の集客ポイントと協力し、その利用者にPRする。④設楽町観光協会、奥三河観光協議会と協力し積極的に情報発信する。⑤他の受託公共施設と相互に利用協力し、相互にPRする。）  
 ◎自主事業の開催  
 ①星空観察会を月1回開催（平成28年4月から）  
 ②クリスマス星空フェスタを12月に開催（平成28年12月から）

## 3 利用状況

（単位：人、件）

区分	30年度		29年度		増減 （①－②）
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
文化施設（講堂、会議室）	9,052	12,539	9,052	11,405	1,134
スポーツ施設（体育館、運動場）	15,670	16,005	15,670	15,429	576
宿泊施設（宿泊室）	4,501	3,471	4,456	3,582	-111
計	29,223	32,015	29,178	30,416	1,599

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

## 4 収支状況

(単位:千円)

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	42,334	43,247	42,118	42,271	976
利用料金収入	7,990	6,745	7,911	7,050	-305
指定管理料	34,020	33,739	33,883	32,960	779
その他	324	2,763	324	2,261	502
支出	42,334	42,979	42,118	39,522	3,457
収支差	0	268	0	2,749	-2,481

## 5 モニタリング結果

### (1) 総合評価

評価	評価内容
A	センターの運営は適正に行われている。利用者への情報提供について、HPを充実させるなど工夫がみられる。仕様書に求める管理水準を満たしている。

### (2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	センターの他にも複数施設の指定管理を受けており、ノウハウが蓄積されている。
施設の適正な管理	A	仕様書に求める管理水準を満たしている。
サービスの維持・向上	A	仕様書に求める管理水準を満たし、さらに利用促進に向け、イベント等を積極的に企画開催している。
運営等の安定性	A	運営に十分な人員配置がされ、センター運営に支障をきたす財務状況にない。

#### 【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る    A+ 県の求める水準を上回る    A 県の求める水準 (業務仕様書の水準)  
 B 県の求める水準に対して一部不十分    C 県の求める水準に対して不十分

### (3) 今後の対応等

- ・施設が老朽化しているため、必要な修繕を行う。
- ・利用者増加に向けて、さらなる利用促進を指定管理者と行っていく。
- ・宿泊施設の改修を検討する。

## 6 利用者からの反応

・夜間(深夜)の騒音(お客様のしゃべり声)への苦情があった。その対応として、受付時の注意事項の説明の徹底を図り、再発防止に努めている。

## 7 その他

監査において、持込物品に係る県の承認手続きがされていないことを指摘された。指摘を受け、平成30年9月27日付けで指定管理者から持込物品申請があり、同日付けで承認した。今後は、管理台帳に基づき持込物品を適切に管理するよう指導した。

### ○ 問い合わせ先

総務局総務部市町村課地域振興室 地域・山村・過疎グループ

電話：052-954-6097（ダイヤルイン）

ファクシミリ：052-954-6981

メールアドレス：chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp